

五監公告第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和7年10月30日

五 泉 市 監 査 委 員

浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

定期監査

3. 監査の対象

総務課

4. 監査の範囲

令和7年度の財務に関する事務、事業の執行等

5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和7年9月30日～令和7年10月28日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理は法令等に適合し、おおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 五泉市認可地縁団体印鑑条例第10条において、印鑑登録原票の登録事項のうち変更に係るものが生じたことを知ったとき、職権によりこれを修正すると規定しているが、長期にわたり修正が行われていない。条例の規定について再確認し、適正な事務処理に努められたい。
- ② 公印の一つである市役所印について、五泉市公印規程に定められたひな形と印影が異なっており、そのまま公印台帳にも登録されている。公印規程と整合性の取れた適正な管理に努められたい。

(2) 所見

新庶務事務システムの導入により、職員の出退勤時刻が電子記録化されている。人事担当課として職員の時間外勤務状況を注視し、過度な長時間労働の是正を図るとともに、職員が安心して働き続けることができるよう労働環境の整備に努められたい。

また、今年度より戸別受信機を備品として購入し、希望する高齢者等は無償貸与する取り組みを開始している。情報格差を解消し、誰一人取り残さない社会実現の歩みを進めるとともに、受信機が500台以上と多数あることから適切な備品管理に努められたい。